

平成30年度神流町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成30年6月1日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、神流町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、もって障害者福祉の一層の推進を図る。

2 用語の定義

この方針において使用する用語の定義は、障害者優先調達推進法第2条で定める定義と同一とする。

3 適用範囲

本方針の範囲は、神流町の全ての組織が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達対象障害者就労施設等

神流町において本方針の対象となる障害者就労施設等とは、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所並びに施設等

- ア 就労継続支援A型事業所
- イ 就労継続支援B型事業所
- ウ 就労移行支援事業所
- エ 生活介護支援事業所
- オ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- カ 地域活動支援センター
- ク 障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(2) 物品等の調達を障害者就労支援施設等にあっせん又は仲介する業務を行う共同受注窓口

(3) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社

- イ 重度障害者多数雇用事業所

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象

神流町が調達を推進すべき対象は、物品購入、役務及びその他障害者就労施設等から調達することが可能なものとする。

6 物品等の調達推進方法

この方針の趣旨による調達推進方法については、次のとおりとする。

(1) 障害者の就労施設等から供給可能な物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に優先調達の推進に努めるものとする。

(2) 円滑な調達を進めるため、担当部署は、障害者就労施設等から提供可能な物品

等に関する情報を各部署に提供しなければならない。また各部署は、その情報を基に障害者就労施設等から直接調達するものとする。

- (3) 神流町と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理委託業務を含む。）を締結する相手方等に対しては、障害者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求めるものとする。

7 調達の推進に関する具体的目標

(1) 平成30年度の調達目標

神流町は、前年度に障害者就労施設等から調達した物品等の実績額を上回ることを目標とする。そのため、51,000円を目標とする。

(2) 調達に関する推進体制の整備

目標達成及び各所属における調達の推進のため、必要に応じて打合せ会議を開催しなければならない。

8 調達方針及び調達実績の公表

障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定めたとき又は調達実績及び調達概要を取りまとめ次第には、速やかに神流町ホームページにより公表するものとする。

9 その他

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。）に基づいて設置されたシルバー人材センター及び地元中小企業並びに個人事業主等に十分配慮しながら、障害者就労施設等からの調達を進めることとする。

- (2) この方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。